

金融商品取引法等の一部改正：企業年金関係者の誠実義務について

2023年11月20日、第212国会において「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、同11月29日に公布されました（令和5年法律第79号）。

このうち、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」では、銀行・保険会社等の金融事業者に加えて、企業年金（DB・企業型DC・厚生年金基金）の実施者・関係者が、顧客（加入者）等の最善の利益を勘案しつつ、顧客（加入者）等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行する義務（誠実義務）を負うことが明記されました。

ただし、これは従来の年金法制で事業主・基金理事に求められている忠実義務に対して、「新しい義務・規制を定めるものではない」（厚生労働省）と説明されています。

2024年11月1日追加部分【施行日が定められました】

2024年10月30日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（政令第330号）が公布され、施行日は2024年11月1日と定められました。

この年金NEWSでは、本法の概要等についてご案内します。

※本法は2023年1月召集の通常国会（第211回国会）にて法案が提出されたものの、審議未了により成立が見送られておりました。今回、2023年10月召集の臨時国会（第212回国会）にて、可決・成立したものです。

※本法の条文については、以下の金融庁HPをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/212/index.html>

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

【内容】

- I. 法律の概要
- II. 法改正の背景
- III. 「誠実義務」の内容

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

I. 法律の概要

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律は、顧客本位の業務運営・金融リテラシー、企業開示、その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策等のために、複数の法律を改正するものですが、このうち企業年金に関するものとしては、金融サービスの提供に関する法律の一部改正が挙げられます。
- この「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（今回「金融サービスの提供に関する法律」から改称）では、金融サービスを提供する事業者及び企業年金等の実施者に対して、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務が新たに定められています。

<金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（抄）>

第二章 顧客等に対する誠実義務

第二条 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあつては**加入者**、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2 前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

<1号から15号：略>

十六 確定給付企業年金法（略）第五十九条に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 **企業年金基金及びその理事**、<略>**事業主**、<略>資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、<略>基金資産運用契約の相手方、<略>企業年金連合会<略>及びその理事並びに連合会が締結する<略>契約の相手方

十七 確定拠出年金法<略>第二条第十二項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第八条第一項に規定する積立金の管理に関する業務 <略>国民年金基金連合会、<略>資産管理機関、<略>**事業主**、<略>確定拠出年金運営管理機関及び<略>事務の委託を受けた者

十八 <略>改正前の厚生年金保険法<略>第三百十条の二第二項に規定する年金給付等積立金<略>の管理及び運用に関する業務 <略>**存続厚生年金基金**<略>**及びその理事**、<略>存続連合会及びその理事並びに<略>契約の相手方

※金融庁HP 第212回国会における金融庁関連法律案 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/212/index.html>

II. 法改正の背景

- 政府は、2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、「資産所得倍増プラン」を決定しました。この中では、次の7本柱の推進が挙げられています。

- ①家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
- ②加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革
- ③消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦顧客本位の業務運営の確保

- このうち「⑦顧客本位の業務運営の確保」については、金融庁の金融審議会「顧客本位タスクフォース」で具体策が検討され、同タスクフォースでは、2022年12月9日に中間報告がまとめられました。

※資産所得倍増プラン https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf

※顧客本位タスクフォース中間報告 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209.html

<金融審議会「顧客本位タスクフォース」中間報告（2022年12月9日）（抜粋）>

II 家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮

1. インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

- ・（金融事業者とならんで）個人の資産管理・運用等に重要な役割を果たしている企業年金についても、運用の専門家の活用不足や運用機関の選定プロセス、加入者への情報提供に課題があるとの指摘もされている。
- ・金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定（「顧客本位の業務運営に関する原則」2017年3月策定）の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべきである。

※なお、欄外の注記として「年金加入者の意思決定に資するよう、例えば、確定給付企業年金の予定利率や運用実績、確定拠出年金（DC）の商品ラインアップや手数料、運用実績の開示について、より分かりやすい形での適時の情報提供等が望まれるとの意見があった。」との記載がある。

○今般の法改正は、上記タスクフォースでの検討をふまえて、最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定したものとされます。

※本法は2023年1月召集の第211回国会に法案が提出されたものの、審議未了により継続審議となっていたものです。

III. 「誠実義務」の内容

○新しい法律では、DB事業主、DB基金及びその理事、DC事業主等に顧客（加入者）等の最善の利益を勘案しつつ、顧客（加入者）等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行する（「誠実義務」）ことが求められるようになりますが、現行の年金法制の中で、既にDBの事業主・基金理事や企業型DCの事業主には「忠実義務」が定められていることから、「誠実義務」がどのような内容であるのか、が問題となります。

○この点については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の中で、厚生労働省から、従来の「忠実義務」の範囲内であるとの見解が示されています。

- ・「我々の認識としまして、・・・何か新しい義務とか規制をかけるという話ではないと思っております、・・・」
- ・「・・・金融庁を中心に顧客本位タスクフォースで議論されている内容につきましても、何か新しい義務とか規制を定めるというよりは、現在規定されている忠実義務の範囲内で顧客本位の業務運営が求められているということとを理念的に規定して、取組を求めているということかと考えております。」

※第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2022年12月7日）議事録より（抜粋）。事務局（大竹企業年金・個人年金課長（当時））説明。

<参考>企業年金法制における関係者の「忠実義務」

■DB事業主

事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。（確定給付企業年金法第六十九条第一項（事業主の行為準則））

■DB基金理事

基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。（同第七十条第一項（基金の理事の行為準則））

■DC（企業型）事業主

事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。（確定拠出年金法第四十三条第一項（事業主の行為準則））